

企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 2019 年（第 5 回改訂）版：新旧対照表

2019 年 3 月

※「確認書」は、最初のページから全ての確認項目に通し番号を振り、「監査のポイント」ごとに小見出しをつけて分類しています。改訂に伴う確認項目の新設・削除のため内容の変更がないにもかかわらず通し番号が変更となっている場合があります。また、語句表示の統一性のバラツキ補正や脱字等の単純な修正に関しては新旧対照表には掲載していません。本表で記載がなくとも「確認書」では変更しています。

【会社法編】

A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務

I. 代表取締役に対する監査 **監査のポイント 1（企業集団全体の経営管理方針と体制）** p. 2～3

	2017 年版	2019 年版	理由・根拠
参考法令	○監査懇話会「監査役職務確認書」（2017 年 3 月第 7 回改訂） II-5 [内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	○監査懇話会「監査役職務確認書」（2019 年 3 月第 9 回改訂） II-5 [内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む）、II-7 [代表取締役との定期的会合]、II-10 [企業集団に関する監査]	「監査役職務確認書」2019 年改訂に伴い、表記を修正した。 改訂内容として本表に表記がなくとも、金商法編を含め、全ての「参考法令等」で、同様に修正した。

I. 代表取締役に対する監査 **監査のポイント 2（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制）** p. 3～4

	2017 年版	2019 年版	理由・根拠
ポイント	<p>監査のポイント 2（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制）</p> <p>「内部統制システムに関する取締役会決議」に基づく企業集団全体の内部統制システムの構築・運用・モニタリングの執行業務は、親会社の代表取締役が最高責任者となります。</p> <p>監査役は、企業集団における内部統制の構築・運用のモニタリング状況を確認した上で、代表取締役の企業集団における内部統制上のリスク認識、内部統制の構築・運用方針等に関して意見交換を行い、必要に応じ改善を要請します。主な意見交換の項目は、企業集団内部統制システムの決議事項となっている、①子会社から親会社への報告体制、②子会社のリスク管理体制、③子会社の効率性確保体制、④子会社のコンプライアンス体制などがあります。</p>	<p>監査のポイント 2（企業集団全体の内部統制システム管理方針と体制）</p> <p>「内部統制システムに関する取締役会決議」に基づく企業集団全体の内部統制システムの構築・運用・モニタリングの執行業務は、親会社の代表取締役が最高責任者となります。</p> <p>監査役は、企業集団における内部統制の構築・運用のモニタリング状況を確認した上で、代表取締役の企業集団における内部統制上のリスク認識、内部統制の構築・運用方針等に関して意見交換を行い、必要に応じ改善を要請します。主な意見交換の項目は、企業集団内部統制システムの決議事項となっている、①子会社から親会社への報告体制、②子会社のリスク管理体制、③子会社の効率性確保体制④子会社のコンプライアンス体制などがあります。</p>	

	<p>また、親会社・子会社・関連会社において重要な規程類、決裁基準などが、適正に整備され、適切に運用されていることが内部統制を有効にするために重要になります。子会社・関連会社のリスク状況に応じて、必要と認められる場合には、親会社が積極的に子会社・関連会社自体の監督・牽制機能を支援していることも重要です。監査役は、それらを事前に調査しておき、それに基づいて親会社代表取締役と具体的に意見交換することで、改善要請の効果を高めることができます。</p>	<p>また、親会社・子会社・関連会社において重要な規程類、決裁基準などが、適正に整備され、適切に運用されていること、及び企業集団内に内部通報制度が適正に構築され、適切に運用されていることが内部統制を有効にするために重要になります。子会社・関連会社のリスク状況に応じて、必要と認められる場合には、親会社が積極的に子会社・関連会社自体の監督・牽制機能を支援していることも重要です。監査役は、それらを事前に調査しておき、それに基づいて親会社代表取締役と具体的に意見交換することで、改善要請の効果を高めることができます。</p>	<p>内部通報制度の適正な構築と適切な運用は、現在では内部統制上欠かせない機能となっているため、追記した。</p>
確認項目	<p>— 新設 —</p> <p>— 新設 —</p>	<p>(01. 方針決定周知)</p> <p>□9. 代表取締役が、企業集団内に「内部通報制度」が適正に構築され、適切に運用されることが重要であると認識していることを確認した。</p> <p>□10. 代表取締役が、「内部通報制度」において、企業集団内の内部通報者の利益が損なわれないことが重要であると認識していることを確認した。</p>	<p>内部通報制度の構築と運用は、現在では内部統制上欠かせない機能となっているため、その確認と内部通報者の利益保護の確認を項目として分離して新設した。小見出し区分も 04 から 01 に変更した。</p>
確認項目	<p>(04. 報告承認体制)</p> <p>□12. 親会社に、又は企業集団内に「内部通報システム」が構築されている場合に、そのシステムが有効に機能するように、又、親会社・子会社・関連会社の内部通報者の利益を損なうことがないように十分な配慮がなされていることを確認した。</p>	<p>— 削除 —</p>	<p>確認項目 12 を削除し、「内部通報制度」構築と「通報者保護」の 2 項目 9・10 を追加、小見出しを (01. 方針決定周知) に変更した。</p>

Ⅲ. 子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査

監査のポイント5（企業集団における内部統制システムの構築・運用） p. 8～9

	2017 年版	2019 年版	理由・根拠
確認項目	<p>— 新設 —</p>	<p>(01. 方針決定周知)</p> <p>□36. 内部統制推進統括本部（担当取締役）が、子会社・関連会社に対して、企業集団内の内部通報制度の窓口に通報した者又は親会社の監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないよう適切な運用を求めていることを確認した。</p>	<p>会社法施行規則第 100 条第 3 項の「親会社監査役への報告」「報告者への不利益な扱いの禁止」を強調し、親会社監査役への報告と内部通報窓口への通報の区分を明確にした。親会社は必要に応じて子会社・関連会社の統制環境の整備について従来以上に積極的に関わる必要があるため。</p>

Ⅲ. 子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査

監査のポイント6（企業集団における情報処理の適正なシステム化） p.9～10

	2017年版	2019年版	理由・根拠
確認資料	<p>[確認資料例]</p> <p>情報システム部門の業務分掌、グループ情報システム化計画、財務報告に係る内部統制のIT全般統制及び業務処理統制の有効性評価、財務報告に係る内部統制リスク評価表（ITに関するリスク）、等</p>	<p>[確認資料例]</p> <p>情報システム部門の業務分掌、グループ情報システム化計画、財務報告に係る内部統制のIT全般統制及び業務処理統制の有効性評価、財務報告に係る内部統制リスク評価表（ITに関するリスク）、等</p>	<p>会社法編、金商法編を通じて「財務報告に係わる」を「財務報告に係る」と修正した。本表に表記がなくとも、全ての個所で修正した。</p>

Ⅳ. 内部監査部門との連携

監査のポイント8（内部統制システムのモニタリング） p.12

	2017年版	2019年版	理由・根拠
確認項目	<p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p>□55. 取締役会等において定められた企業集団内の内部統制システムの構築・運用及びモニタリングの対象範囲会社に対して、モニタリングを実施していることを確認した。</p>	<p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p>□57. 内部監査部門、又はそれに代わる独立的立場を持つ部署が、モニタリング対象範囲会社に対して、企業集団の内部統制システムの構築・運用・改善状況に関してモニタリングを実施していることを確認した。</p>	<p>わかりやすい表現に変更した。 通し番号は、57となる。</p>
	<p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p>□58. 子会社・関連会社に、又は企業集団内に一元的な「内部通報システム」が構築されている場合、企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリング結果の報告から、そのシステムが有効に機能するように、又、子会社・関連会社の内部通報者の利益を損なうことがないように十分な配慮がなされていることを確認した。</p>	<p>— 削除 —</p>	<p>内部通報制度の構築と運用は、現在では内部統制上欠かせない機能となっているため、58を削除し、その確認と通報者保護を分離して項目60,61を新設した。</p>
	<p>— 新設 —</p>	<p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p>□60. 企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリング結果の報告から、企業集団内に「内部通報制度」が適正に構築され、適切に運用されていることを確認した。</p>	
	<p>— 新設 —</p>	<p>□61. 企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリング結果の報告から、子会社・関連会社の内部通報者の利益を損なわれることがないように十分な配慮がなされていることを確認した。</p>	

B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

I. 子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換 監査のポイント 11（子会社・関連会社の代表取締役との意見交換） p. 14～16

	2017年版	2019年版	理由・根拠
確認項目	<p>(04. 報告承認体制)</p> <p>□73. 訴訟案件、重大なクレーム案件、重大な労務問題、<u>行政当局からの重大な指摘事項等の有無を確認した。そのような事案がある場合は、親会社への報告や社内での改善措置がなされていることを確認した。</u></p>	<p>(04. 報告承認体制)</p> <p>□76. 訴訟案件、重大なクレーム案件、重大な労務問題、品質保証・管理に関する異常事態、行政当局からの重大な指摘事項等の有無を確認した。そのような事案がある場合は、親会社への報告や社内での改善措置がなされていることを確認した。</p>	<p>企業集団内における不正には品質保証・管理に関するものも多いため、項目に明記する必要があると判断し「品質保証・管理に関する異常事態」という表現を追記した。</p>
確認項目	<p>(10. 不祥事発生時)</p> <p>□78. 不適正な行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、それが企業集団の親会社や他の子会社・関連会社に<u>重大な影響</u>を与えるおそれがある場合は、親会社の定めた情報伝達の仕組み（報告すべき事項、報告ルート等）に則り、直ちに親会社に報告するとともに、自社の監査役に報告する必要があると認識していることを確認した。</p>	<p>(10. 不祥事発生時)</p> <p>□81. 不適正な行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、それが企業集団の親会社や他の子会社・関連会社に<u>影響</u>を与えるおそれがある場合は、親会社の定めた情報伝達の仕組み（報告すべき事項、報告ルート等）に則り、直ちに親会社に報告するとともに、自社の監査役に報告する必要があると認識していることを確認した。</p>	<p>子会社・関連会社における「不適正な行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実」に関しては、それが企業集団全体に影響を与えるものと判断される場合は、それが重要なものであるか否かにかかわらず、親会社に報告すべきものと考えられる。</p>

【金融商品取引法編】

◀親会社監査役としての親会社における監査役職務▶

I. 代表取締役に対する監査 監査のポイント1（代表取締役の内部統制認識） p. 2～3

	2017年版	2019年版	理由・根拠
ポイント	<p>監査のポイント1（代表取締役の内部統制認識）</p> <p>企業集団における財務報告に係わる内部統制の構築・運用において、親会社の代表取締役の果たす役割は、重要となります。</p> <p>自社及び企業集団における財務報告に係わる内部統制の構築・運用・評価の方針を明確に表明し、主管統括本部を定め、有効性評価を進めて、改善すべき不備が発見されれば改善の指示を行い、事業年度末に「内部統制報告書」において内部統制の有効性を表明します。</p> <p>監査役は、代表取締役が、この一連の手順を適切に進捗させていることを確認する必要があります。</p>	<p>監査のポイント1（代表取締役の内部統制認識）</p> <p>企業集団における財務報告に係る内部統制の構築・運用において、親会社の代表取締役の果たす役割は、重要となります。</p> <p>自社及び企業集団における財務報告に係る内部統制の構築・運用・評価の方針を明確に表明し、主管統括本部を定め、有効性評価を進めて、改善すべき不備が発見されれば改善の指示を行い、事業年度末に「内部統制報告書」において内部統制の有効性を表明します。</p> <p>監査役は、代表取締役が、この一連の手順を適切に進捗させていることを確認する必要があります。また、代表取締役が、会社の事業内容、規模、リスクの状況、その他会社の特性に照らして過剰な対応がないように留意していることが重要です。</p>	<p>過剰な対応で過重な負担になっているとの指摘があることを踏まえて、進捗させるべき適切な手順の内容を補足する。</p> <p>例えば日本監査役協会「内部統制に係る監査の実施基準」14条3項一号ルに、財務報告内部統制が重大なリスクに対応しているかを判断するときの監査の方法のひとつとして、「過剰な文書化及び証跡化の有無、重複したコントロールの有無、その他会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過剰な対応の有無」の例示がある。</p>

IV. 内部監査部門との意見交換 監査のポイント4（内部統制の有効性評価） p.5

	2017年版	2019年版	理由・根拠
ポイント	<p>監査のポイント4（内部統制の有効性評価） 監査役は、企業集団における財務報告に係わる内部統制の有効性評価を主管する統括本部と、有効性評価の方法、評価活動の進捗状況、事業年度末及び事業年度末後の評価結果について、適時意見交換をする必要があります。特に「改善すべき不備」や「開示すべき重要な不備」が残存する場合は、改善計画、改善の見通しについて十分に確認しなければなりません。 <u>企業集団内の親会社及び子会社・関連会社の財務報告に係わる内部統制の有効性評価を主管する統括本部（親会社の内部監査部門等）に対して以下の確認項目を使用して下さい。</u></p>	<p>監査のポイント4（内部統制の有効性評価） 監査役は、企業集団における財務報告に係る内部統制の有効性評価を主管する統括本部（親会社の内部監査部門等）と、有効性評価の方法、評価活動の進捗状況、事業年度末及び事業年度末後の評価結果について、適時意見交換をする必要があります。とりわけ、企業集団内の全社レベルの内部統制（統制環境等）の評価については、十分な意見交換が必要です。特に「改善すべき不備」や「開示すべき重要な不備」が残存する場合は、改善計画、改善の見通しについて十分に確認しなければなりません。 併せて、上記統括本部が、有効性評価が形式的チェックに陥ったり、マンネリ化することなく、実効性を確保していると認識していることも確認する必要があります。</p>	<p>有効性評価において、全社統制の評価に改善が必要であるとの指摘があることを踏まえ、監査役が業務監査で得た統制環境等に関する知見に基づき十分な意見交換をする必要がある点を強調した。 有効性評価が形式化・マンネリ化することにより実効性が低下しているとの指摘があることを踏まえ、統括本部の認識を確認する必要がある。 2017年版末尾3行は、不要なので削除した。</p>
確認項目	<p>05. 内部監査・モニタリング) <input type="checkbox"/>26. 財務報告に係わる内部統制の有効性評価の方法（IT全般統制の有効性評価の方法を含む）について報告を受け、その内容について意見交換した。</p>	<p>(05. 内部監査・モニタリング) <input type="checkbox"/>26. 財務報告に係る内部統制の有効性評価の方法（IT全般統制の有効性評価の方法を含む）について報告を受け、その内容について意見交換を行い、必要に応じて証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を行い、実際の状況を確認した。</p>	<p>評価方法を確認する際に、単に報告を聴取するだけでなく、必要に応じて証跡閲覧・運用テスト立会いなどを行うことによって意見交換をより実のあるものに行うことができる。 日本監査役協会「内部統制に係る監査の実施基準」14条3項一号「必要があれば証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を通じて、実際の状況を確認する」参照。</p>

V. 監査人との意見交換 監査のポイント5（監査人との意見交換） p.5～6

	2017年版	2019年版	理由・根拠
ポイント	<p>監査のポイント5（監査人との意見交換）</p> <p>財務報告に係わる内部統制では、企業集団における財務報告に係わる内部統制の有効性の評価の責任は親会社の代表取締役が負っていますが、監査人は、財務諸表監査と並行して財務報告に係わる内部統制監査を行い、代表取締役によって実施された有効性評価結果（「内部統制報告書」）について、監査証明（「内部統制監査報告書」）として意見表明をします。</p> <p>監査役は、監査人の意見表明の内容、その根拠、監査の方法等について報告を受け、内容を確認する必要があります。</p>	<p>監査のポイント5（監査人との意見交換）</p> <p>財務報告に係る内部統制では、企業集団における財務報告に係る内部統制の有効性の評価の責任は親会社の代表取締役が負っていますが、監査人は、財務諸表監査と並行して財務報告に係る内部統制監査を行い、代表取締役によって実施された有効性評価結果（「内部統制報告書」）について、監査証明（「内部統制監査報告書」）として意見表明をします。</p> <p>監査役は、監査人の意見表明の内容、その根拠、監査の方法等について報告を受け、内容を確認する必要があります。併せて、監査役は業務監査の過程等で知り得た情報で、財務報告に係る内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすと認められる事項について、監査人との情報の共有に努める必要があります。</p>	<p>内部統制報告制度において監査人と監査役のコミュニケーションが不足しているとの指摘があることを踏まえ、監査人から報告を受けただけでなく、監査役が業務監査で得た情報の共有に努めることによって、双方向での連携を図るべき旨を追記した。</p>